

社会福祉法人 親誠会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親誠会の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が法人及び事業所（法人が経営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人及び事業所の指導検査への立会及び運営業務の指導若しくは監査の業務又はその他、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第6条 苦情対応第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、

別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任解任委員会外部委員の報酬)

第 7 条 評議員選任解任委員会外部委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 8 条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(重複支給の防止)

第 9 条 評議員が同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員が理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第 4 条の規定により運營業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表 1 に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

3 法人及び事業所の常勤職員が役員等を兼務する場合、報酬及び実費弁償費は支給しない。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

別表 1 (第 3 条・第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	日額 20,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬	日額 15,000 円	2,000 円

別表 2 (第 4 条・第 5 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬	日額 25,000 円	2,000 円
理事業務報酬	日額 20,000 円	2,000 円
評議員業務報酬	日額 15,000 円	2,000 円
監事監査指導等報酬	日額 10,000 円	2,000 円
苦情対応第三者委員業務報酬	日額 10,000 円	2,000 円
外部委員報酬	日額 10,000 円	2,000 円
入札立会等報酬	日額 5,000 円	2,000 円
苦情対応第三者委員研修日当	日額 5,000 円	2,000 円